

宮城県生活衛生事業者

燃料価格高騰対策支援

補助金交付についてのご案内

一般公衆浴場

1 施設につき

20万円
一律額
交付

クリーニング所 (受取・引渡のみを行う取次店を除く)

1 施設につき

10万円
一律額
交付

本事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用し、燃料価格の高騰による影響を緩和するため、生活衛生事業者のうち、事業経費に占める燃料費の割合が大きく、燃料価格高騰の影響が大きい一般公衆浴場及びクリーニング所（受取・引渡のみを行う取次店を除く）に対し、かかり増し経費の一部を補助し、継続的に安定した経営を行うことができるよう支援するものです。

申請受付期間 令和8年1月7日(水)～2月6日(金)

交付要件

右の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- 令和7年12月16日時点において、県内で、公衆浴場法に基づく一般公衆浴場の営業許可を取得している施設、又はクリーニング業法に基づくクリーニング所（受取・引渡のみを行う取次店を除く）の検査確認を受けている施設であること。
- 申請する施設が、令和7年4月1日から同年12月16日までの期間において、営業の実態があり、今後も営業を継続する意思があること。
- 申請する施設の運営において、燃料価格高騰の影響を受けていること。
- 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人ではないこと。
- 県税に未納がないこと。
- その他 申請書に記載された「誓約・同意事項」のすべてに誓約・同意できること。

申請方法

原則 郵送による申請 (令和8年2月6日消印有効) ▶ 必要書類はウラ面をご確認ください

※郵送が難しい場合は、事務局に持参することも可能ですが、混雑緩和等のため、お越しになる前に、問合せ先に電話をお願いします。

郵送先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県環境生活部 食と暮らしの安全推進課 補助金交付担当

お問合せ

022-211-2655

受付時間：令和8年2月6日(金)までの午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
メールでのお問合せ先：eiseiw@pref.miyagi.lg.jp

必要書類

- ①申請書（振込先口座情報が記載された通帳等の写し（コピー）を貼付）
- ②県税に未納がないことの証明書（県税の納税証明書）
※発行から3か月以内のもの

交付までの流れ



よくある質問

Q1.

対象となる施設はどのようなものですか？

以下の施設が対象です。

- ①公衆浴場法に基づく一般公衆浴場の営業許可を取得している施設
※その他の公衆浴場（スーパー銭湯や日帰り温泉施設等）は対象になりません。
- ②クリーニング業法に基づくクリーニング所（受取・引渡しのみを行う取次店を除く）の検査確認を受けている施設
※取次店の検査確認のみを受けている場合は、対象なりません。

Q2.

令和7年12月17日に検査確認済証が発行されましたか？対象となりますか？

令和7年12月16日までに、許可又は検査確認済証が発行されている必要がありますので、対象なりません。

Q3.

現在営業を休止していますが、対象になりますか？

補助金の交付には、令和7年4月1日から同年12月16日までの期間における営業実態及びそれ以降も営業を継続する意思が必要です。ただし、上記期間を休業した場合でも、今後も営業を継続する意思があれば、補助金の対象になります。

Q4.

複数の施設を営業していますが、施設の数だけ申請することができますか？

施設ごとに申請が可能です。なお、申請書については、施設ごとに提出してください。

Q5.

県外にある施設についても対象になりますか？

宮城県内の施設のみが対象になります。

Q6.

洗たく物の処理を行うクリーニング所で使う燃料は、何であれば対象になりますか？

物価高騰の影響を受けた燃料の種類については、限定していません。

Q7.

営業許可証又は検査確認済証に記載された営業者である親が高齢のため、手続きが難しいので、代わりに子である私が申請者となって手続きを行えますか？

原則、営業者が申請者となって手続きを行う必要がありますが、これにより難い場合は、営業者より補助金申請に係る委任を受け、それを立証する書類の提出が必要となります。申請前に問合せ先にご相談ください。

Q8.

営業等に関する保健所への変更手続きを失念していました。この場合はどうすれば良いですか？

保健所に連絡し、必要な手続きを行ってください。補助金の申請に当たっては、申請前に問合せ先にご相談ください。

Q9.

県税の納税証明書は、どこで発行できますか？

最寄りの県税事務所で発行しています。

※市区町村や、税務署ではありません。